

「健康サポート薬局である旨の表示」 に関する変更届書チェックリスト

神戸市保健所予防衛生課
平成 30 年 12 月作成

注意事項

- 本書は、薬局開設者が「健康サポート薬局である旨」を表示する際に必要である医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、医薬品医療機器等法とする。）第10条第2項に基づく変更届書を提出する際に、必要な添付書類の確認にご利用頂くものです。
- 本書の確認と併せて、「平成28年2月12日付け薬生発0212第5号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知」もご確認下さい。
- あらかじめ窓口にご相談の上、変更届書を提出して下さい。
- 変更届書が受理されるまで、薬局で「健康サポート薬局」である旨を表示することはできませんので、ご注意下さい。
- ご不明な点については、以下の連絡先までご相談下さい。

(連絡先)

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館6階

神戸市保健福祉局保健所予防衛生課医務薬務係

TEL : 078-322-6796 FAX : 078-322-6763

チェックリスト

1 かかりつけ薬局の基本的機能

	チェック	項目
①	<input type="checkbox"/>	省令手順書
②	<input type="checkbox"/>	薬局に掲示する薬剤師の勤務表
③	<input type="checkbox"/>	お薬手帳に関する資料
④	<input type="checkbox"/>	かかりつけ薬剤師・薬局に関する資料
⑤	<input type="checkbox"/>	24時間相談可能な連絡先に関する資料
⑥	<input type="checkbox"/>	在宅対応の記録
⑦	<input type="checkbox"/>	情報提供文書の様式（医療機関用）

2 健康サポート機能

	チェック	項目
①	<input type="checkbox"/>	健康サポート業務手順書
②	<input type="checkbox"/>	連携機関先のリスト
③	<input type="checkbox"/>	紹介文書（連携機関用）
④	<input type="checkbox"/>	行政機関、職能団体等との連携事業に関する資料
⑤	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	研修修了薬剤師の研修修了証の写し（要原本確認） 研修修了薬剤師の勤務体制が確認できる資料
⑥	<input type="checkbox"/>	個人情報に配慮した相談窓口がわかる資料（写真等）
⑦	<input type="checkbox"/>	薬局外部に掲示する資料
⑧	<input type="checkbox"/>	薬局内部に掲示する資料
⑨	<input type="checkbox"/>	O T C医薬品の備蓄リスト（別紙）
⑩	<input type="checkbox"/>	衛生材料・介護用品の備蓄リスト（別紙）
⑪	<input type="checkbox"/>	営業日・開店時間に関する資料
⑫	<input type="checkbox"/>	積極的な健康サポートの取組における相談対応の記録様式
⑬	<input type="checkbox"/>	積極的な健康サポートの取組に関する資料
⑭	<input type="checkbox"/>	積極的な健康サポートの取組に関する情報発信資料
⑮	<input type="checkbox"/>	行政機関、関連学会等が作成した健康の保持増進に関する資料

1 かかりつけ薬局の基本的機能

1-① 省令手順書

■省令手順書とは、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」第1条第2項第4号の規定に基づく手順書を指します。薬局の業務実態を踏まえて、以下の内容を記載の上、届出に添付して下さい。

・ 患者がかかりつけ薬剤師を選択でき、かかりつけ薬剤師が薬剤に関する情報提供・指導等を一元的・継続的に行う旨
・ 患者がかかりつけ薬剤師を選択した旨及び選択した薬剤師を薬剤服用歴に記録しておく旨
(※)・ 患者が現在受診している医療機関を全て把握するよう取り組む旨
(※)・ 患者に使用された医薬品、服用している医薬品の一元的・継続的な把握に取り組む旨
(※)・ 患者に対し残薬確認、残薬解消、残薬発生の原因聴取とその対処に取り組む旨
(※)・ 患者の服薬状況、体調変化を確認し、新たな情報や薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて指導内容を見直し、患者の理解度等に応じて薬剤に関する情報提供・指導等を実施するよう取り組む旨
・ 患者に対し、お薬手帳の意義及び役割等を説明し、活用を促す旨
・ お薬手帳利用者に、適切な利用方法を指導する旨（医療機関・薬局への提示、体調変化等の記録、自身で購入した薬の記入等）
・ お薬手帳の複数冊所持者に対し、その集約に努める旨
(※)・ かかりつけ薬剤師・薬局の意義、役割等の説明を行い、かかりつけ薬剤師・薬局を持つよう促す旨
(※)・ 開店時間外の電話相談等にも対応すること。かかりつけ薬剤師を持つ患者からの電話相談等に対しては当該薬剤師が対応する旨
(※)・ 医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じて、副作用等の情報提供、処方提案に適切に取り組む旨。
・ (※)の実施に関して、薬剤服用歴に記載する旨

1-② 薬局に掲示する薬剤師の勤務表

■薬局に従事する薬剤師の「氏名、勤務日及び勤務時間」を示した勤務表を作成し、薬局内で掲示するものを、届出に添付して下さい。

1-③ お薬手帳に関する資料

■以下に示すようなお薬手帳の意義及び役割等について、患者に説明する資料を届出に添付して下さい。

- ・ 医療機関や薬局に提示すること
- ・ 医薬品を服用した時に気付いた自身の身体の変化等について記入すること
- ・ 自身で購入した医薬品について記入すること

1-④ かかりつけ薬剤師・薬局に関する資料

■以下に示すようなかかりつけ薬剤師・薬局の意義及び役割等について、患者に説明する資料を届出に添付して下さい。

- ・患者の薬剤服用歴、現在服用中の薬剤に関する情報等を一元的・継続的に把握し、重複投薬、相互作用の防止等について、処方チェックが受けられること
- ・在宅で療養する場合も行き届いた薬学的管理及び指導が受けられること
- ・過去の服薬情報等がわかる薬剤師が、いつでも電話等で相談できること
- ・丁寧な説明で薬の理解が深まり、飲み忘れ防止により、残薬が解消されること

1-⑤ 24時間相談可能な連絡先に関する資料

■薬局の薬剤師に24時間相談できる連絡先等について、事前に患者又はその家族等に対して説明の上、交付する文書を届出に添付して下さい。

1-⑥ 在宅対応の記録

■直近1年間に在宅患者に対する薬学的管理及び指導について、以下のような実績（2～3回分程度）が確認できる書類を届出に添付して下さい。

- ・薬剤服用歴の記録
- ・薬学的管理指導計画書の写し

1-⑦ 情報提供文書の様式（医療機関用）

■医療機関に対して、患者の情報に基づいて疑義照会を行い、必要に応じ、文書で情報提供する際の様式を届出に添付して下さい。

2 健康サポート機能

2-① 健康サポート業務手順書

■健康サポート業務手順書とは、健康サポート業務に係る手順を示したものです。薬局の業務実態を踏まえて、以下の内容を記載の上、届出に添付して下さい。

- | |
|--|
| ・ 要指導医薬品等及び健康に関する相談に適切に対応した上で、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う旨。 |
| ・ 相談を受けた際、かかりつけ医等の有無を確認し、かかりつけ医がいる場合等には、連絡を取り、連携して相談に対応する旨 |
| ・ 要指導医薬品等の対応が困難である場合などには、受診勧奨を実施する旨 |
| ・ 健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の地域の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組む旨 |
| ・ 受診勧奨又は紹介を行う際、必要な情報を紹介先の医療機関その他の連携機関に紹介文書により提供する旨 |

- ・ 以下のような場合に受診勧奨する旨
 - ・ 医師の診断がなされているが、医師の指示に従わずに未受診の場合
 - ・ かかりつけ医がいるにもかかわらず、一定期間受診していない場合
 - ・ 定期健診その他必要な健診を受診していない場合
 - ・ 状態が悪い場合など要指導医薬品等による対応が困難である場合
 - ・ 要指導医薬品等を使用した後、状態の改善が明らかでない場合
- ・ 要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談に対し、薬局利用者の状況や当該品目の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明する旨

2-② 連携機関先のリスト

- 医療機関その他連携機関に対しては、あらかじめ薬局の取組内容や、必要に応じて紹介等を行う旨を説明し、了解を得た旨を記録して下さい。
- 地域の職能団体を通じて、多職種間で了承を得たリストを活用しても構いません。
- 概ね中学校区程度の連携機関先は網羅するようにリストを作成して下さい。
- 作成するリストには、次に掲げる地域の連携機関を含めて下さい。
 - ・ 医療機関 ・ 地域包括支援センター ・ 介護事業所
 - ・ 訪問看護ステーション ・ 健康診断や保健指導の実施機関
 - ・ 市区町村保健センター ・ 介護予防 ・ 日常生活支援総合事業の実施者
- 作成するリストには、以下の項目を記入してください。
 - ・ 名称 ・ 住所 ・ 連絡先（電話番号、担当者名等）

2-③ 紹介文書（連携機関用）

- 紹介文書には、以下の内容を含めて下さい。
 - ・ 紹介先に関する情報 ・ 紹介元の薬局・薬剤師に関する情報
 - ・ 紹介文書を作成した年月日 ・ 薬局利用者に関する情報
 - ・ 相談内容（使用薬剤等がある場合にはその情報） ・ 紹介理由
 - ・ その他特筆すべき事項

2-④ 行政機関、職能団体等との連携事業に関する資料

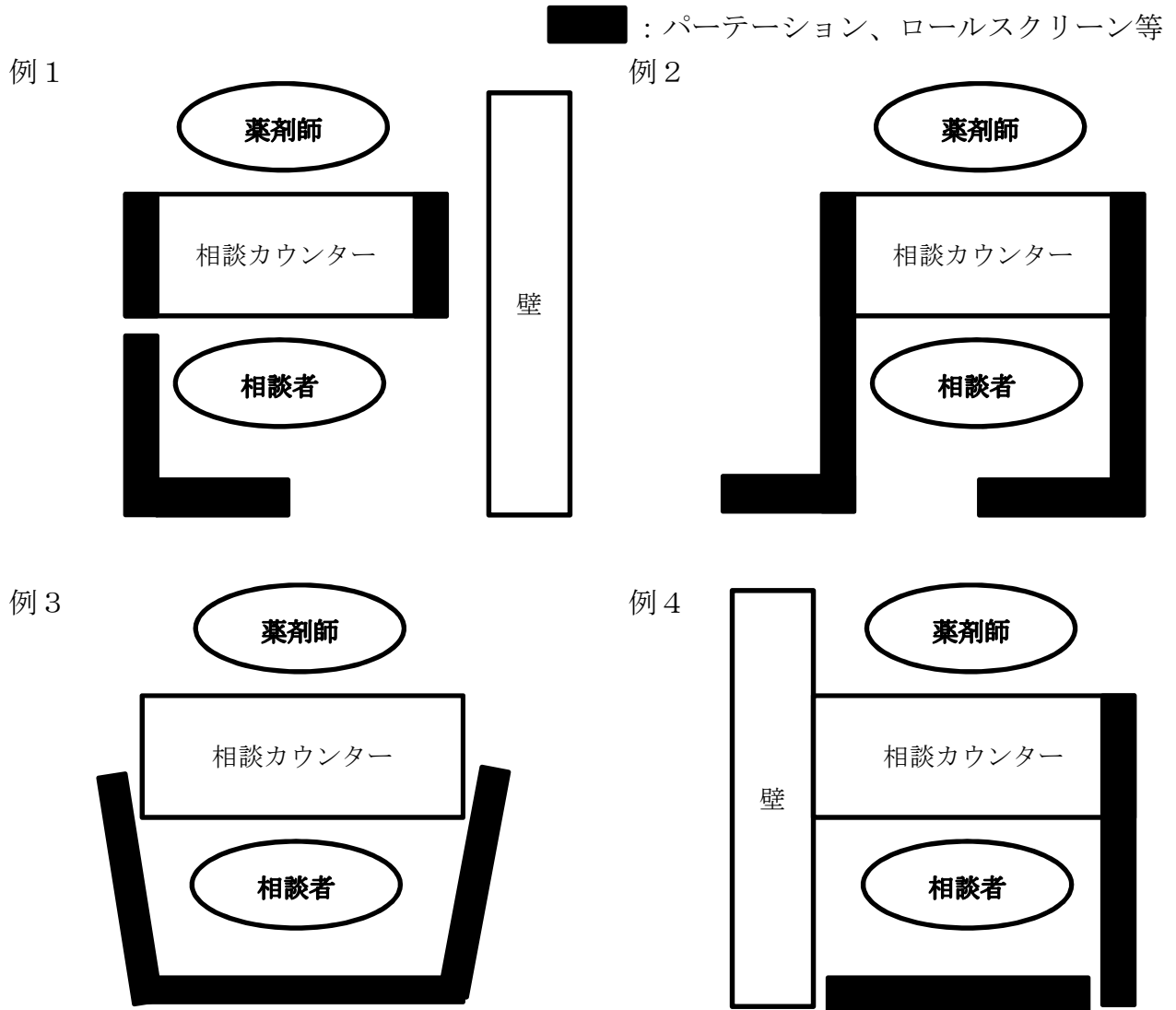
- 地域の行政機関又は職能団体等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等へ積極的に参加して下さい。
- 例えば、以下のような取組が推奨されます。
 - ・ 地域の職能団体による健康の保持増進の地域住民向けイベント等の開催協力
 - ・ 学校等を通じた、児童生徒に対する医薬品の適正使用の講演等
 - ・ 老人クラブ等を通じた、高齢者に対する医薬品の適正使用の講演等
 - ・ 地域の行政機関や関係団体等を通じた、地域住民に対する健康の保持増進に係る啓発イベント
 - ・ 介護予防を目的とした行政機関が実施するフレイルチェック事業等の参加
 - ・ 地域団体主催の住民向け催しで、健康の保持増進を目的としたブースの出展
- 事業の参加実績（予定含む）が確認できる資料は、以下の内容を含めて下さい。

2-⑤ 研修修了薬剤師の研修修了証の写し、勤務体制が確認できる資料

- 健康サポートに関する研修修了証の写し（要原本確認）及び研修修了薬剤師が常駐している勤務体制が確認できる資料を届出に添付して下さい。
- 「健康サポート薬局に関するQ&Aについて（その3）平成29年12月25日付け事務連絡 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課」もご参考下さい。

2-⑥ 個人情報に配慮した相談窓口がわかる資料

- パーテーション等を含めて、個人情報に配慮した相談カウンターの写真等を届出に添付して下さい。
- 例えば、以下のような相談窓口が推奨されますが、周辺の状況（出入口の位置、待合席の配置、人の動線など）を含め、総合的に判断します。



2-⑦ 薬局外部に掲示する資料

- 薬局の外側の見えやすい場所に掲示予定の資料を届出に添付して下さい。
- 資料には以下の内容を含めて下さい。

- ・健康サポート薬局である旨
- ・OTC医薬品や健康食品等に関する適正使用の助言や、健康の保持増進に関する相談を積極的に行っている旨

2-⑧ 薬局内部に掲示する資料

- 薬局の内側の見えやすい場所に掲示する資料（取組内容と実施日がわかるもの）を届出に添付して下さい。

2-⑨ OTC医薬品の備蓄リスト 及び 2-⑩ 衛生材料・介護用品の備蓄リスト

- 薬局で備蓄・供給できる別紙リストを届出に添付して下さい。

2-⑪ 営業日・開店時間に関する資料

- 以下の条件を満たした営業日、開店時間を記載した文書を届出に添付して下さい。
 - ・平日：午前8時から午後7時までの時間帯に連続8時間以上
 - ・土日：いずれかの曜日に4時間以上

2-⑫ 積極的な健康サポートの取組における相談対応の記録様式

- 健康サポートの取組時における相談記録の様式を届出に添付して下さい。
- 様式には以下の内容を含めて下さい。
 - ・OTC医薬品及び健康食品等の使用に関する助言
 - ・健康の保持増進に関する相談に対応し、受診勧奨や紹介を実施した内容

2-⑬ 積極的な健康サポートの取組に関する資料

- 以下のような取組を月1回程度実施することが推奨されます。
 - ・薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施
 - ・薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組
 - ・医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催
 - ・管理栄養士と連携した栄養相談会の開催
 - ・その他フレイルチェック、ロコモ活動教室、減塩講座等の開催
- 以下の項目が含まれた取組の実績が確認できる資料を届出に添付して下さい。
 - ・取組の概要
 - ・参加人数
 - ・場所及び日時

2-⑭ 積極的な健康サポートの取組に関する情報発信資料

- 2-⑬の取組について、以下のような情報発信を行い、その実績が確認できる資料を届出に添付して下さい。
 - ・地域の薬剤師会等での学術大会等の発表、地域の薬剤師会広報誌への掲載
 - ・医学薬学等に関する学会への発表や学術論文の投稿
 - ・健康増進に関する情報発信を目的としているホームページにおける情報発信

2-⑮ 行政機関、関連学会等が作成した健康の保持増進に関する資料

- 保健所等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示や、パンフレットの配布等による啓発活動に協力し、それら資料を届出に添付して下さい。

OTC医薬品（要指導医薬品等）の備蓄品目を薬効群ごとに分類したリスト

	薬効群名	要指導医薬品等の販売名
1	かぜ薬（内用）	
2	解熱鎮痛薬	
3	催眠鎮静薬	
4	眠気防止薬	
5	鎮うん薬（乗物酔防止薬、つわり用薬を含む）	
6	小児鎮静薬（小児五疳薬等）	
7	その他の精神神経用薬	
8	ヒスタミン H2 受容体拮抗剤含有薬	
9	制酸薬	
10	健胃薬	
11	整腸薬	
12	制酸・健胃・消化・整腸を2以上標榜するもの	
13	胃腸鎮痛鎮けい薬	
14	止瀉薬	
15	瀉下薬（下剤）	
16	浣腸薬	
17	強心薬（センソ含有製剤等）	
18	動脈硬化用薬（リノール酸、レシチン主薬製剤等）	
19	その他の循環器・血液用薬	
20	鎮咳去痰薬	
21	含嗽薬	
22	内用痔疾用剤、外用痔疾用剤	
23	その他の泌尿生殖器官及び肛門用薬	
24	ビタミン主薬製剤、ビタミン A 主薬製剤、ビタミン D 主薬製剤、ビタミン E 主薬製剤、ビタミン B1 主薬製剤、ビタミン B2 主薬製剤、ビタミン B6 主薬製剤、ビタミン C 主薬製剤、ビタミン AD 主薬製剤、ビタミン B2B6 主薬製剤、ビタミン EC 主薬製剤、ビタミン B1B6B12 主薬製剤、ビタミン含有保健薬（ビタミン剤等）、カルシウム主薬製剤、タンパク・アミノ酸主薬製剤	
25	その他の滋養強壮保健薬	
26	婦人薬	
27	その他の女性用薬	

要指導医薬品等の備蓄品目を薬効群ごとに分類したリスト

	薬効群名	要指導医薬品等の販売名
28	抗ヒスタミン薬主薬製剤	
29	その他のアレルギー用薬	
30	殺菌消毒薬（特殊絆創膏を含む）	
31	しもやけ・あかぎれ用薬	
32	化膿性疾患用薬	
33	鎮痛・鎮痒・収れん・消炎薬（パップ剤を含む）	
34	みずむし・たむし用薬	
35	皮膚軟化薬（吸出しを含む）	
36	毛髪用薬（発毛、養毛、ふけ、かゆみ止め用薬等）	
37	その他の外皮用薬	
38	一般点眼薬、人口涙液、洗眼薬	
39	抗菌性点眼薬	
40	アレルギー用点眼薬	
41	鼻炎用内服薬、鼻炎用点鼻薬	
42	口腔咽喉薬（せき、たんを標榜しないトローチ剤を含む）	
43	口内炎用薬	
44	歯痛・歯槽膿漏薬	
45	禁煙補助剤	
46	漢方製剤、生薬製剤（他の薬効群に属さない製剤）、生薬主薬製剤	
47	消毒薬	
48	殺虫薬	

衛生材料及び介護用品等の備蓄リスト

	販売名
衛生材料	
介護用品	